

■協議会で重点的に検討すべきこと

本人を中心に、行政・事業者が家族・地域で、今できることを提案しよう

1)人材：甲賀の福祉人を育む

① 福祉人材の閉塞感を軽減するためには！

→(該当施策)地域生活への支援やサービス（福祉人材の育成確保）、福祉のまちづくり

(団体ヒアリング)

- ・ 支援者を増やすように担い手の育成の取り組みが必要。
- ・ 日中一時支援も居宅サービスも利用できる場所がない。(人手不足が要因)
- ・ 障がい者を支援するマンパワー不足をどのように解決していくのかも聞きしたい。

(目標と実績)

- ・ 同行援護 平均利用時間（時間／月） 目標 360 実績 300
- ・ 短期入所（福祉型）（医療型） 平均利用時間（時間／月） 目標 192 実績 160
- ・ 就労移行支援 平均利用件数（件／月） 目標 459 実績 300
- ・ 放課後等デイサービス 平均利用件数（件／月） 目標 2,651 実績 2,000 など

(事業者アンケート)

- ・ 職員の配置状況は、「不足している」24.7%、「やや不足している」38.3%と約6割が不足。
- ・ 職員不足の理由は、「採用が困難である」94.1%、「離職率が高い」21.6%である。
- ・ 人材育成の課題は、「職員の経験・スキル等に個人差があり、効率的な人材育成が図られない」65.4%、「人材育成を行う時間的な余裕がない」63.0%である。

② 地域の応援団を増やすためには！

→(該当施策)差別解消、福祉のまちづくり、相談・支援体制、情報アクセシビリティの推進

→地域活動や余暇活動の支援→保険・医療（こころの健康、健康づくり、介護予防）

(当事者アンケート)

- ・ 障がいに対する市民の理解を深めるためには、「障がいのある人と地域住民との交流」43.3%、「障がいについての関心を深めるための講演会や研修会、福祉教育」42.7%、「障害のある人に対してのボランティア活動やボランティア人材育成の支援」39.0%である。

(団体ヒアリング)

- ・ 重度障害者への情報理解が困難である。支援者を通じた情報アクセスとコミュニケーションが必要。
- ・ 障がいのある人への市民の理解を深めるために、まず現状を知ってもらうこと。
- ・ 家に閉じこもる本人を、外に出すための支援が必要。(介護予防の側面も含む)

2)相談：本人・家族が相談しやすくするためには！

相談支援専門員がやりたいと思える取り組みとするには！

→(該当施策)相談・支援体制、情報アクセシビリティの推進、福祉のまちづくり

(団体ヒアリング)

- ・ 気軽に相談できる場所や機関が不足しており、どこに相談すべきか不明確。
- ・ 既存の相談サポートセンターや市役所の窓口へのアクセスが難しく、行きづらい。
- ・ 親同士が困りごとを共有し、社協などに相談できる場を提供したいとの声がある。
- ・ 相談支援専門員の存在が知られていないため、アウトリーチ活動が必要。
- ・ 相談だけでなく、具体的な支援が必要で、支援がスムーズに提供されるべき。
- ・ 利用可能なサービスや施設についての情報が不足しており、啓発活動が必要。
- ・ 傾聴ボランティアのような市と連携する部署が必要で、出前の形式で話を聞きに来ることが提案されている。
- ・ 電話や訪問に躊躇する人々が多く、市の方から出向いて話を聞いてもらう機会が求められている。

3)暮らし：少しでも安心して地域で暮らし続けるためには！

→(該当施策)地域生活への支援やサービス（グループホーム等の多様な住まいの確保）、福祉のまちづくり

(当事者アンケート)

- ・ 共生社会のための取り組むべきことは「障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」52.8%、「障がいのある人に対する理解・啓発」50.7%である。
- ・ 生活の主な介護者は「親」（55.0%）が半数以上。将来の生活の不安は、「暮らすうえで必要な生活費のこと」45.6%、「介助者がいなくなった時のこと」44.7%である。

(団体ヒアリング)

- ・ 支援者なきあとの暮らしの支援が必要。
- ・ 知的重度者は一人で暮らすのが困難なため、親がいなくても暮らせるグループホームの確保が急務。（本人、親の高齢化の進展）
- ・ 支援者なきあとの暮らしの支援が必要。

(事業者アンケート)

- ・ 事業所の利用者が抱える課題は、「支援者（親・家族など）の亡き後のこと」77.8%、「利用者の高齢化」が63.0%である。
- ・ 地域で安心して暮らせる、生涯を通じて一貫した相談・支援体制「足りている」23.5%、住み慣れた地域で障がいのある人が活躍できる環境づくり「足りている」13.6%、障がいのある人が地域で働ける環境づくり「足りている」18.3%、多様な障がいへの正しい理解の促進、合理的配慮の提供「足りている」21.0%である